

ひとり親世帯臨時特別給付金の留意事項について

ひとり親世帯臨時特別給付金は、**基本給付**と**追加給付**で分かれています。それぞれの対象者の申請方法等について記載したのでご確認ください。詳細が知りたい場合は、ひとり親世帯臨時特別給付金のコールセンター（0120-400-903）のご活用や、現況届提出時にご相談してください。

（支給額について）

基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付 1世帯5万円

（申請日について）

申請受付開始日 令和2年8月3日
申請期限 令和3年2月26日（町村窓口必着）

1 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方

基本給付を受けたい場合	申請の要否	申請は不要です。
	支給要件	令和2年6月分の児童扶養手当が支給されていること
	提出書類	ありません。 ※受給拒否する場合は、 <u>令和2年8月7日</u> までに、様式第1号「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書」を提出してください。（上記の申請日とは別の取扱いとなります。）
	支給日	令和2年8月下旬に児童扶養手当の口座へ振り込まれます。
追加給付を受けたい場合	申請の要否	申請が必要です。
	支給要件	新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者
	提出書類	別添の様式第5号の追加給付申請書を現況届の届出時に町村窓口へ提出してください。
	支給日	9月以降、審査後に児童扶養手当の口座へ順次の支払になります。

2 (1) 遺族年金や障害年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当が全部停止されている方

(2) 遺族年金や障害年金等の受給により、児童扶養手当が一部または全部停止となるため児童扶養手当の申請をしていない方
(令和2年5月までに児童扶養手当の支給要件に該当していること)

基本給付を受けたい場合	申請の可否	申請が必要です。
	支給要件	平成30年中の年金収入を含む収入額が、児童扶養手当の支給制限限度額未満の者
	提出書類	<p>《申請書》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号の基本給付申請書【公的年金給付等受給者】 ・様式第4号の収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】 <p>※扶養義務者がいる場合は、様式第4号の収入額の申立書（扶養義務者用）【公的年金給付等受給者】も必要です。 ※所得額での判定であれば要件を満たす場合は、様式第4号の所得額の申立書を併せて提出してください。</p> <p>《添付書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の運転免許証、健康保険証、パスポートの写し等、本人確認書類 ・受取口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写し ・申請書と児童の戸籍（既に児童扶養手当の認定を受けている場合は不要） ・令和元年度の課税証明書、平成30年の源泉徴収票、年金証書などの平成30年中の収入額がわかる書類 <p>※その他、必要に応じて追加で書類を求める場合があります。</p>
	支給日	9月以降、審査後に基本給付申請書記入の口座へ順次の支払になります。
追加給付を受けたい場合	申請の可否	申請が必要です。
	支給要件	新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者（基本給付の支給要件を満たしていること）
	提出書類	様式第5号の追加給付申請書を町村窓口へ提出してください。
	支給日	9月以降、審査後に基本給付申請書記入の口座へ順次の支払になります。

3 (1) 本人や扶養義務者の所得が支給制限を超えていて、令和2年6月分の児童扶養手当が全部停止の方

(2) 申請時点で児童扶養手当の支給要件に該当している方

〔 例：児童扶養手当の申請をしても所得制限で全部停止となるため、申請していない方
何らかの理由で児童扶養手当の申請をしなかった方
令和2年6月以降に児童扶養手当の申請をした方 等 〕

基本給付を受けたい場合	申請の可否	申請が必要です。
	支給要件	新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変する等、1年間の収入見込額（任意の1ヶ月の収入額を12ヶ月換算した額）が児童扶養手当の支給制限限度額未満の者
	提出書類	<p>《申請書》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号の基本給付申請書【家計急変者】 ・様式第4号の収入額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】 <p>※扶養義務者がいる場合は、様式第4号の収入額の申立書（扶養義務者用）【家計急変者】も必要です。</p> <p>※所得額での判定であれば要件を満たす場合は、様式第4号の所得額の申立書を併せて提出してください。</p> <p>《添付書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の運転免許証、健康保険証、パスポートの写し等、本人確認書類 ・受取口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写し ・申請者と児童の戸籍謄本（既に児童扶養手当の受給資格がある場合は不要） ・令和2年2月以降の任意の1ヶ月の収入額が分かる給与明細、年金振込通知書等の書類 <p>※新型コロナウイルスの影響により収入が児童扶養手当水準で推移する見通しのであることについて、詳細に記入した申立書を求めることがあります。</p> <p>※その他、必要に応じて追加で書類を求める場合があります。</p>
	支給日	9月以降、審査後に基本給付申請書記入の口座へ随時の支払になります。

3の方については、追加給付はありません。